

世界医師会（WMA）シカゴ総会報告の件

1. 出張期間：平成29年10月9日（月）～16日（月）

2. 出張先：シカゴ（アメリカ）

3. 出張者：

横倉会長（WMA 会長）、松原副会長（WMA 理事）、道永常任理事（WMA 理事）、角田東京都医師会副会長（WMA 理事）、魚谷監事、星福島県医師会副会長（国際保健検討委員会委員）、畔柳参与、日本医師会 JDN

今村副会長、石川・鈴木・羽鳥各常任理事／10月12日（木）～15日（日）

福田・柵木・平松・石渡各理事、釜菴・温泉川・市川各常任理事、久野議長／10月12日（木）～16日（月）

（随行）国際課 能登課長・小林主査、広報課 田中課長

4. 内容：

横倉会長が10月13日の総会式典において、アーディス・ホヴェン議長のもとに宣誓を行い、WMA 会長メダルを授与されて第68代 WMA 会長に就任した。WMA 会長の任期は2018年10月迄の1年間で、その後、前会長を1年間務める。式典には、日医役員、都道府県医師会から86名が参加した。14日の総会では、横倉会長は WMA を代表して国際軍事医学委員会、国際製薬医学会との間における協力関係を定めた覚書の調印式に臨み、それぞれ調印を行った。また、2018年から19年の WMA 会長選挙では、イスラエル医師会のレオニード・エイデルマン会長が選出された。議事では、1948年第2回 WMA 総会で採択された医の倫理の規範である「ジュネーブ宣言」改訂版が採択されたほか、ポーランドにおける待遇改善と国民の健康を守るための十分な医療費を求めハンガーストライキを行う若手医師の支援に関する緊急決議を採択した。また、「医学教育における質の保証に関する WMA 宣言」が「シカゴ宣言」として採択された。準会員会議議長に、横倉会長の指名により、アメリカ医師会元議長のジョー・ヘイマン医師が再選された。ベリーズ医師会、パキスタン医師会の加盟申請が受理され加盟国医師会数は114となった。

5. 日程：

10月10日（火） 役員会議、作業部会、JDN ミーティング

11日（水） 理事会、医の倫理会、財務企画会、社会医学各委員会

12日（木） 準会員会議、学術集会「医学教育」

13日（金） 理事会、総会式典（横倉会長世界医師会長就任式）

14日（土） 総会、理事会

6. 参加

約400名：50加盟各国医師会、JDN、赤十字国際委員会、欧州医師常設委員会、国際軍事医学委員会、世界教育連盟、国際製薬医学会、世界獣医師会、国際医学生連盟（IFMSA）等

7. 役員会議

10月10日、横倉会長がWMA次期会長として役員会議に出席し、9月6日、イギリスのヨーク大学におけるIPPNW（核戦争防止国際医師会議）世界総会において、WMA次期会長として閉会式で挨拶を行ったことを報告した。また、ロシア医師会から、会費3年間未納によるWMA会員資格の喪失に対し、脱退の手続きに関する意見が事務局に寄せられていること、2021年の総会を招致している中国医師会がOne China政策の下に中国政府が台湾医師会の名称変更を求めていることを懸念し、両医師会による直接対話による状況の打開を求めることの報告があった。また、国連の保健に関する報告者を2018年4月のリガ理事会（ラトビア）に招き、メンタルヘルスと人権について報告を受けることについて合意がなされた。

8. 作業部会

「アドボカシーに関する作業部会」に道永常任理事が出席した。また、「ジュネーブ宣言改訂作業部会」に、畔柳参与がWMA医の倫理委員会アドバイザーとして出席した。

9. 総会での主な議決事項

1) 医の倫理委員会

採択文書

「WMAジュネーブ宣言改訂」

1948年WMA第2回ジュネーブ総会で採択された「ジュネーブ宣言」は、「ヒポクラテスの誓い」の現代版として医の倫理の規範を述べたWMAの最も重要な宣言である。患者と医師の関係、医師同士の関係がここ数十年にわたり変化してきたことを反映させることに焦点を当てている。改訂では、宣言のユニークな特徴と意義を尊重しつつ、「患者のオートノミー」の尊重、教師、同僚、学生の間における「双方向での尊敬と敬意」など、現行のバージョンにはない、或いは明示されていない重要な倫理原則に重点を置いている。今回の改訂版は、パブリック・コンサルテーションの期間を含む2年間の改訂プロセスに続いて合意された内容で、すべての医師にとってグローバルな倫理規定になることが期待されている。

WMA DECLARATION OF GENEVA

WMAジュネーブ宣言

The Physician's Oath Pledge

医師の誓い

1948年9月、スイス、ジュネーブにおける第2回WMA総会で採択

1968年8月、オーストラリア、シドニーにおける第22回WMA総会で修正

1983年10月、イタリア、ベニスにおける第35回WMA総会で修正

1994年9月、スウェーデン、ストックホルムにおける第46回WMA総会で修正

2005年5月、ディボンヌ・レ・バンにおける第170回理事会および2006年5月、ディボンヌ・レ・バンにおける第173回理事会で編集上修正

2017年10月、米国、シカゴにおけるWMA総会で改訂

1	<p>AT THE TIME OF BEING ADMITTED AS A MEMBER OF THE MEDICAL PROFESSION:</p> <p>医師の一人として、</p>
2	<p>I SOLEMNLY PLEDGE to consecrate dedicate my life to the service of humanity;</p> <p>私は、人類への奉仕に自分の人生を捧げることを厳粛に誓う。</p>
3	<p>THE HEALTH AND WELL-BEING OF MY PATIENT will be my first consideration;</p> <p>私の患者の健康と安寧を私の第一の関心事とする。</p>
4	<p><u>I WILL RESPECT the autonomy and dignity of my patient;</u></p> <p>私は、私の患者のオートノミーと尊厳を尊重する。</p>
5	<p>I WILL MAINTAIN the utmost respect for human life;</p> <p>私は、人命を最大限に尊重し続ける。</p>
6	<p>I WILL NOT PERMIT considerations of age, disease or disability, creed, ethnic origin, gender, nationality, political affiliation, race, sexual orientation, social standing or any other factor to intervene between my duty and my patient;</p> <p>私は、私の医師としての職責と患者との間に、年齢、疾病もしくは障害、信条、民族的起源、ジェンダー、国籍、所属政治団体、人種、性的志向、社会的地位あるいはその他いかなる要因でも、そのようなことに対する配慮が介在することを容認しない。</p>
7	<p>I WILL RESPECT the secrets that are confided in me, even after the patient has died;</p> <p>私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を、たとえその死後においても尊重する。</p>
8	<p>I WILL PRACTISE my profession with conscience and dignity <u>and in accordance with good medical practice;</u></p> <p>私は、良心と尊厳をもって、そしてgood medical practiceに従って、私の専門職を実践する。</p>
9	<p>I WILL <u>FOSTER MAINTAIN</u> by all means in my power, the honour and noble traditions of the medical profession;</p> <p>私は、医師の名誉と高貴なる伝統を育む。</p>
10	<p>I WILL GIVE to my teachers, <u>colleagues, and students</u> the respect and gratitude that is their due;</p> <p>私は、私の教師、同僚、および学生に、当然受けるべきである尊敬と感謝の念を捧げる。</p>

11	<p><u>I WILL SHARE my medical knowledge for the benefit of the patient and the advancement of healthcare;</u></p> <p>私は、患者の利益と医療の進歩のため私の医学的知識を共有する。</p>
12	<p><u>I WILL ATTEND TO FOSTER my own health, well-being, and ability abilities in order to provide care of the highest standard;</u></p> <p>私は、最高水準の医療を提供するために、私自身の健康、安寧および能力に専心する。</p>
13	<p>I WILL NOT USE my medical knowledge to violate human rights and civil liberties, even under threat;</p> <p>私は、たとえ脅迫の下であっても、人権や国民の自由を犯すために、自分の医学的知識を利用することはしない。</p>
14	<p>I MAKE THESE PROMISES solemnly, freely and upon my honour.</p> <p>私は、自由と名誉にかけてこれらのことを厳粛に誓う。</p>

「医学教育における質の保証に関する WMA 宣言：シカゴ宣言」

医学教育における質の保証に関するWMA宣言（シカゴ宣言）

（抜粋）すべての医師には、自らに、医師という職に、そして患者に対して、高い水準の基礎医学教育を維持する責任がある。

よく計画されよく実行されている質保証プログラムは、医学部・医科大学がこれらの目標と期待を確実に満たすためには不可欠である。基礎医学教育の質に対しては、多くの脅威がある。質の高い教育を提供する能力は、インフラの可用性、臨床的リソース、教員、財務などに影響されることがある。また、基礎医学教育は世界的に成長しており、一部の国々では医学部・医科大学の数が急速に増加していて、卒業生の質が懸念される。

よく練られた質保証プログラムがあれば、各校が自校の基礎医学教育の質を脅かす条件を見極め対応することができる。そうしたプログラムを、世界中の医学部・医科大学の隅々まで可能な限り実施する必要がある。

WMA は、各国医師会に以下を求める。

- 医学部・医科大学に対し、教育プログラムの質の継続的見直しに関する質保証プログラムの開発を奨励すること。
- 医学部・医科大学のための国または地域レベルでの認定／認知制度の継続的発展を支持・促進すること。これらの制度は医師がデザインし率いていくべき。
- 自国内のすべての医学部・医科大学が国家認定制度への参加を義務付けられるよう政策立案者に提唱することを奨励する。
- 医師は、査定者や決定者として国の認定活動に、そしてまた母校の質保証活動に、率先して積極的に参加することが奨励される。

「災害時における医の倫理に関する WMA 声明修正」

医療専門家は、常に、そしてすべての状況で、患者と社会に奉仕する者である。したがって、医師は、口実や遅延なく、災害による健康への影響に対処することに固く専念するべきである。

「ハンガーストライキに関するマルタ宣言修正」

ハンガーストライキの背景は様々だが、拘束された環境（刑務所、拘置所、不法入国者一時勾留所）においてジレンマが生じることが多い。相当期間栄養摂取を拒むことで、通常は、囚人や拘留者が関係当局に悪い評判を与えることで、ある特定の目標を果たすことを意図しているかもしれない。短期間の食事拒否であれば倫理的問題が生じることがほとんどない。長期間絶食をする場合は生命または永久的な障害の危険が生じ、医師にとっても価値観の衝突が起き得る。

「HIV/AIDS と医師に関する WMA 声明修正」

貧困、ホームレス、非識字、売春、人身売買、薬物乱用、偏見、差別、男女間の不平等などの多くの要因が HIV/AIDS を拡大させている。医療制度において活用できる人的および経済的資源は不足し、HIV/AIDS 対策の推進を妨げている。医療の進歩により、これは管理可能な慢性感染症となった。このような社会的、経済的、法的、人権的な要因は、HIV/AIDS に関する公衆衛生的側面だけでなく、個々の医師/医療従事者および患者、ならびにその意思決定や関係にも影響を与えている。

「強制肛門検査の禁止に関する WMA 決議」

各国医師会に対し、強制肛門検査は非科学的かつ無益であること、検査は拷問の一種であり、残虐、非人道的、および品位を傷つける取り扱いであることについて医師や医療従事者を教育することを要請する。

「専門職内のいじめとハラスメントに関する WMA 声明」

WMA は、一切の状況下におけるいじめやハラスメントを強く非難する。WMA はさらに、医療専門職において不適切な行動、破壊的な行動、およびハラスメントの認識を高めることが、問題を取り除く過程における重要なステップであると考えている。

「児童虐待と放置に関する WMA 声明修正」

家庭内暴力と混乱の最も有害な事例の一つにあらゆる形態の児童の虐待と放置がある。虐待の防止、虐待の犠牲となった児童の早期確認および総合的救済は、今なお世界の医学界が抱える課題となっている。

「臓器と組織の提供に関する WMA 声明修正」

医学、特に手術の技術、組織適合試験、および免疫抑制剤の進歩は、ヒトの臓器と組織の移植成功率を著しく向上させた。しかし、いずれの国でも臓器提供者の不足によって救える可能性のある人命が失われている。各国医師会は、自国で入手できる提供臓器の数を最大限に増やす取り組みと、最も高度な倫理基準が維持されるようにする取り組みを支援すべきである。

2) 社会医学委員会

採択文書

「武力闘争における WMA 声明」

武力衝突時にあっても医師は権力者に対して、武力衝突によって被害と混乱を受けた地域の人々に必須のサービスを提供することを常に喚起すべきであり、武力衝突後も PTSD などに対応して医療を提供すべきとしている。

「ボクシングに関する WMA 声明修正」

ボクシングは危険なスポーツであり、各国での規制にもかかわらず、身体的危害を及ぼすものとなっている。WMA は、ボクシングは傷害の原因となるため他のスポーツや娯楽とは質的に異なっており、禁止を達成するための対策の実行を勧告している。

「医療用大麻に関する WMA 声明」

WMA が嗜好用大麻の使用を非難に反対するのは、それが健康に重篤な悪影響を及ぼすからであり、それには精神病、車による死亡事故、依存症、さらには言語学習や記憶力、注意力の障害が含まれる。各国医師会は、嗜好用大麻の使用を防止・減少させるための戦略を支援すべきである。

「旅客機飛行中での医療補助に関する WMA 決議修正」

旅客機の利便性が向上して旅客運賃も手の届く範囲になり、乗客数は増加している。また、長時間のフライトがますます一般的になっており、機内で緊急の疾患が発生する危険性も高くなっている。

「ヘルスケアへのアクセスに関する WMA 声明修正」

健康とは病気がないということだけでなく、身体的、心理的および社会的に繁栄している状態のことであり、身体的、社会的および精神的な逆境に順応する個々の能力が含まれる。これは医療へのアクセスと特に健康の社会的決定要因 (SDH) による影響を受け、その回復は同様に多次元的である。社会は、支払い能力に関わらず、市民全員が利用できる十分なレベルの医療へのアクセスを可能にする責務を負う。

「医学教育に関する WMA 声明修正」

医学教育の基本原則、学生選抜、カリキュラム教授陣、卒後教育、その後の能力開発などを柱としている。各国医師会が幅広い協力関係の中で医学教育の充実を図るべきと勧告している。

「アルコールに関する WMA 宣言修正」

アルコール摂取に関連した疾病や負傷の負担は、世界の公衆衛生と発展にとって非常に重要な課題である。アルコールの過度な消費の軽減への WMA のコミットメント、および各国医師会が有害軽減策やその他の手段を普及させるための支援手段として提案する。

「水と健康に関する WMA 声明」

世界人口の半数以上多くの個人、家族やコミュニティーが新鮮水を入手できず、また、新鮮な水が豊富にある場所でさえ、汚染、産業活動や廃棄物、不十分あるいは非効率な公衆衛生やその他の負の力によって水の供給が脅かされている。

「紛争の最中や紛争直後における各国医師会の協力に関する WMA 声明」

政治的対立において、医師や医師を代表する職能団体が医の倫理基準に反して自国政府の方針を採用し強化してきた事例は歴史上起きてきた。引き続く道徳的矛盾や政治的対立のため医師や医師を代表する組織が倫理的境界線を逸脱する可能性がある。

「エピデミック／パンデミックに関する WMA 声明」

新たな疾病の出現と昔の疾病の再出現は予測不可能であるかもしれない。今日の人々と物品の急速な世界的移動は感染症が世界的に前例のない速度で広がることを意味している。国家間における効果的なコミュニケーションと連携で、そうしたエピデミックまたはパンデミックを迅速に認識し適切に対応することは、国際的懸念事項でなくてはならない。

「養子縁組の搾取防止における医師の役割に関する WMA 声明」

WMA は、子どもの養子縁組慣行におけるあらゆる形態の搾取を非難する。容認できない慣行には人身売買や性犯罪などの犯罪行為が含まれる。WMA は各国医師会と医師に対し、養子縁組慣行における搾取の防止に積極的に関与することを求める。

「結核に関する WMA 決議修正」

WMA は、WHO ならびに国内外の保健当局および組織と協議し、結核の症状についてのコミュニティーの意識向上、結核の疑い例を早期に特定し診断する医療提供者の能力向上、および DOTS（直接監視下短期化学療法）を活用した完全な治療の確保に引き続き取り組む。

「健康と気候変動に関する WMA 宣言」

気候変動には数多くの健康リスクがあり、この脅威は世界共通であるが、その影響は不均等である。WMA は、気候変動の深刻な健康影響を認識し、気候変動に対する適応策と緩和策を採用するよう勧告している。

「医療上の公正な取引に関する WMA 声明修正」

医療製品の多くの製造において、非倫理的な労働条件が世界中で明らかになっている。倫理的な購買政策を通じた強固な仕組みを開発することが必要である。

3) 緊急決議

「ポーランドに関する緊急理事会決議」

ポーランドにおける待遇改善と国民の健康を守るための十分な医療費を求めハンガーストライキを行う若手医師の支援に関する緊急決議。

4) 財務企画関係

① 今後の会議開催日程

開催年	会期	開催地
2018年	4月26-28日	リガ理事会 (ラトビア)
	10月3-6日	レイキャビク総会 (アイスランド)
	2-4日	アイスランド医師会、WMA 医の倫理会議
2019年	4月25-27日	サンティアゴ理事会 (チリ)
	10月23-26日	トビリシ総会 (ジョージア)
2020年	4月16-18日	ポルト理事会 (ポルトガル)
	10月	総会 (未定)
2021年	4月	理事会 (未定)
	10月	北京/上海総会 (中国) 審議中
2022年	4月	理事会 (未定)
	10月	ベルリン総会 (ドイツ)

② 新規加盟医師会の申請 (承認後 114 加盟国医師会)

- ・ベリーズ医師会
- ・パキスタン医師会
- ・ロシア 旧: Russian Medical Society
新: National Medical Chamber of Russia
- ・チェコ 旧: Czech Medical Association
新: Czech Medical Chamber

10. 学術集会

テーマ: 卒前医学教育における質の保証

第1セッション

医学校の世界的広がりに関連する質の保証の問題

医学校の世界的広がり

認定と質のシステムの構築: 問題と機会

国際医学規制当局連合「医学教育プログラムの認定」に関する声明

第2セッション

医学教育の新モデル

コンピテンス基盤型教育

コミュニティー基盤型教育/長期的統合型クラークシップ

プロフェッショナリズム

実践的地域セッション (同時進行)

目的: 政府、専門家グループとの協同による卒前医学教育における質の確保のための具体的問題と潜在的メカニズムの特定

最終セッション: 地域セッションの成果についての討論

以上